



生活衛生ニュース

May 2017
Vol. 4 / No.5 (通巻41号)

発行：(株) 静環検査センター
静岡県藤枝市高柳2310番地 tel.054-634-1000 fax.054-634-1010

「食品用器具・容器包装の規制」の改定を検討中

～ポジティブリスト制度の導入へ～

1. はじめに

箸、茶わんなどの食器、料理に使うフライパンや鍋などの調理器具、また、スーパーやコンビニで売られるそう菜や弁当を入れるトレーなどの容器及びラップフィルム、アルミ箔などの包装(以下、器具・容器包装とする)は、使用時に食品と直接接触します。

もし、器具・容器包装の材質に有害な物質が含まれて、その化学物質等が食品に溶け出した場合、私たちの

体内に取り込まれることとなります。そのため、これらの安全性について食品衛生法で規格基準が定められています。

現在、我が国では、この器具・容器包装の安全性の確保を図るための仕組みについて、諸外国の制度を踏まえ、ネガティブリスト制度から正反対の関係にあるポジティブリスト制度への移行が検討されています。そこで、この両者の違いについて以下に

紹介いたします。

2. 我が国のネガティブリスト制度の現状

器具・容器包装の製品について、材質に含まれる有害な可能性のある物質の一覧(リスト)を作り、その使用が制限されています。これはネガティブリスト制度と呼ばれ、有毒・有害な可能性のある物質のみの基準値を定めて、その使用を制限するという規制の仕組みです(表1、2)。

(次頁に続く)

表1 ネガティブリスト制度とポジティブリスト制度の違いと諸外国の規制状況

制度の種類	制度内容の違いと特徴	諸外国の規制状況
ネガティブリスト制度	『使用を原則認めた上で、使用を制限する物質をリスト化』 ・基準値が設定されている場合、基準値を超えて残留する食品の流通は禁止されるが、基準値が設定されていない物質は、残留量が多くても流通を規制できない。	日本、カナダ、ロシア、韓国、台湾など少数
ポジティブリスト制度	『使用を原則禁止した上で、使用を認める物質をリスト化』 ・「リストに載っていない物質が検出されたすべての食品」、及び「リストに載った物質の残留が一定量を超えて検出された食品」については流通が禁止され、生産物の出荷停止・回収等の対応が求められることもある。 ・ <u>食の安全・安心施策が充実することになり消費者にとってメリットが大きい。</u>	米国、欧州(EU)、インド、中国、インドネシア、ベトナム、湾岸協力会議加盟国、南米共同市場加盟国など多数

表2 器具・容器包装の材質別規格(食品衛生法 規格基準の概要)

器具・容器包装の材質	規 格	
	材質試験*1	溶出試験*2
ガラス製、陶磁器製、ホウロウ引き		カドミウム、鉛
合成樹脂製	一般規格*3	重金属、過マンガン酸カリウム消費量
	個別規格(14種)	触媒 等 モノマー、蒸発残留物 等
金属製	食品に直接接触する部分が合成樹脂塗装	ヒ素、カドミウム、鉛、フェノール、ホルムアルデヒド、蒸発残留物、エピクロルヒドリン、塩化ビニル
	上記以外	ヒ素、カドミウム、鉛
ゴム製	カドミウム、鉛、2-メルカプトイミダゾリン	フェノール、ホルムアルデヒド、亜鉛、重金属、蒸発残留物

*1: 試料中の含有量を測定する試験 *2: 規定された溶出条件(溶出液、温度など)における試料からの溶出量を測定する試験 *3: 表3に示す

(1面の続き)

この規制の一例として、すべての合成樹脂製品に適用される『一般規格』を表3に示しました。材質試験では禁止されるカドミウム及び鉛が使用されていないか、また、汚染混入がないかの確認の目的で試験が行われます。溶出試験では、材質からの重金属及び有機物の溶出量をそれぞれ総量として規制することが目的となっています。

なお、規制の対象は、器具・容器包装の製造、輸入、使用及び販売事業者になります。

3. 欧米等のポジティブリスト制度の現状

米国や欧州(EU)を始め、インド、中国等の諸外国では、器具・容器包装の材料について、使用を原則禁止した上で、安全性が確認された物質の一覧(リスト)を作り、その物質のみの使用が認められています。これはポジティブリスト制度と呼ばれ、安全が確認された物質以外の使用を禁止する

という規制の仕組みです(表1)。規制の対象になるのは器具・容器包装及び食品の製造・販売事業者に加え、原材料メーカーも含まれます。

ネガティブリスト制度及びポジティブリスト制度の違いの概略を図に示しました。我が国と欧米とでは、器具・容器包装の規制の仕組みが異なります。そのため、欧米等で禁止されている物質であっても、我が国で個別の物質についての規格基準を定めない限り、直ぐに規制することができず、海外からの粗悪品によって安全性の確保が損なわれることが危惧されています。

4. 我が国の動向

ポジティブリスト制度は、我が国でも既に、輸入農産物の激増のなか残留農薬の規制において、食品衛生法改正により2006年5月から導入されています。

厚生労働省は、昨年(2016年)から「食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会」を開催して、ポジティブ

リスト制度を導入する場合の課題や具体的な仕組みについて本格的に検討を行っています。

また、プラスチック製品についても、三衛協と呼ばれる「ポリオレフィン等衛生協議会、塩ビ衛生協議会、塩化ビニリデン衛生協議会」の3つの業界団体は、自主的な製品の管理として既にポジティブリスト制度を導入しております。これまでに国内では、幸いなことに器具・容器包装による大きな健康への被害は発生していません。現状では、国が定めた食品衛生法(ネガティブリスト制度)と業界団体が実施している自主基準(ポジティブリスト制度)により安全性に係る試験が行われていますが、輸入品や業界団体に加入していない事業者の製品についても安全性を確保するために、ポジティブリスト制度の法制化が必要とされています。

新しい制度の導入にあたっては、多くの課題があるものと考えられますが、製造販売関係者ばかりでなく、消費者も納得できる仕組みとなることが期待されます。

(文責：小野田 進)

(参考資料)

- 1)平成28年度一般社団法人食品衛生登録検査機関協会器具・容器包装研修会(H28.12.2開催)
- 2)厚生労働省：「食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会」資料

表3 合成樹脂の器具・容器包装に係る一般規格

試験の種類	試験項目	規格値
材質試験	カドミウム	100 μ g/g以下(材質中)
	鉛	
溶出試験	重金属	1 μ g/mL以下(溶出液中)*1
	過マンガン酸カリウム消費量	10 μ g/mL以下(溶出液中)*2

(注)溶出液：*1;4%酢酸、*2;水

●ネガティブリスト制度



●ポジティブリスト制度



図 ネガティブリスト制度とポジティブリスト制度の違い(イメージ)

お問い合わせ

TEL 054-634-1000 FAX 054-634-1010
http://www.seikankensa.co.jp

最新の分析機器と高精度な技術で暮らしの安心、安全をサポートする

株式会社 静環検査センター

静岡県藤枝市高柳2310番地